

伯耆町立日光小学校いじめ防止基本方針（改正版）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な問題である。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットによる行為を含む）によって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの。
※起こった場所は学校の内外を問わない。
※いじめ防止対策推進法第2条

いじめの定義に該当する現象が現れるまで放置するということは、当然、許されるものではない。いじめをさせない、いじめに至るまでに早期に防止することが重要であり、普段からの指導や子どもの変化を見逃さないで、親身になって対応することが求められる。

(2) いじめに対する基本的認識と基本方針の策定

全ての大人と子どもが「いじめはどの学校・学級でも、どの子どもにも起こり得る」ということを前提に、伯耆町立日光小学校（以下学校）においては次の基本的認識を持ち、本基本方針に沿った「いじめ防止基本方針」を策定し、取り組みや対応に臨むこととする。

- ① いじめは、人権侵害・犯罪行為であり、絶対に許さない。
- ② 直接にいじめている者だけが悪いのではなく、傍観やはやしたてるなどの行為もいじめの助長やいじめに加担する行為であり、いじめと同様に許されない。
- ③ いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ④ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ⑤ 学校・保護者・地域社会や関係機関が連携・協力して取り組む問題である。
- ⑥ 町、教育委員会、学校及び教職員は、いじめ防止等に関する責務を有し、協力連携して取り組む。
- ⑦ 保護者は、子の教育について第一義的責任を有することを自覚し、規範意識を養うなど必要な指導を行うとともに、学校等が行ういじめ防止等の措置に協力する。

2 いじめの未然防止

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

「いじめを行わせない。いじめは許さない。」という善良な風土を学校・学級に根付かせることで、いじめが発生してから対応するのではなく、いじめそのものを発生しにくくする健

全な学校・学級運営に努めなければならない。

① 子ども達がいじめを自分のこととして捉え、自発的に解決に向けて活動できる集団づくりを進める。

- 学級経営・学級活動の充実
- 満足感・達成感・連帯感がもてる活動や指導の充実
- 児童会活動の活発化 など

※鳥取県いじめ対策指針「理想の学級集団に近づけるために」参照

② 学校教育活動全体で、人権意識の高揚、豊かな心の醸成、規範意識や情報モラル確立に向けた指導を行う。

- 人権・道徳教育等の充実
- 体験・交流活動の充実
- 情報モラル教育の充実 など

③ 教職員は常に危機感を持ち、いじめを誘発・助長しないよう言動には注意を払うとともに、専門的知識を有する者を含むいじめ防止対策のためのいじめ対策委員会を常設し、いじめ問題に関する継続的な取り組みや定期的な点検・改善を行う。

- いじめ対策委員会の設置（生徒指導委員会が兼ねる）
（生徒指導委員会〔校長・教頭・教務・生徒指導主任・教育相談担当〕・SC・SSW等）
- 教員研修の充実
- チェックリスト作成、アンケート調査、個人面談などの定期的点検方法の充実
- 点検等の結果の適切な把握・処理と情報の共有化 など

(2) 学校と保護者・地域・関係機関との連携体制の強化

いじめに関する取り組みは学校だけではなく、家庭・地域・関係機関の協力も必要である。普段から、相互に連絡をとりながら連携・協力できる関係を築き、子ども達を見守る体制を整えなければならない。

① 子どものしつけや規則正しい生活などについて、家庭教育の重要性や必要性を周知するとともに指導に努める。

- 家庭学習の手引きの活用の推進
- 家庭学習状況の把握・指導（とことん家庭学習：年2回）
- 生活習慣調査：いきいきウィーク（各学期1回）
- PTA等による家庭教育講演会等の開催 など

② 保護者との連携・協力体制の強化を図る。

- 連絡ノート・家庭訪問・PTA会議等による連絡・連携体制の強化
- いじめに関する学校の取り組みなどの情報提供・周知
- 保護者からの情報の教員間での共有 など

③ 学校支援ボランティア・関係機関等との連携・協力体制の強化を図る。

- 各団体・機関等との情報提供・共有体制の充実
- 学校支援ボランティアとの連携

○地域行事への参加等による日常的交流の実施 など

(3) 学校評価の実施と留意点

学校では、いじめ防止等に関して適切な対策が行われていることを常に確認し、見直し、改善して行く必要がある。学校評価では次の点に留意して、適正な評価を心がけ、より効果的な取り組みになるよう努めるものとする。

- ① 子ども達が自ら考え、問題を解決しようとする取り組みがあること
- ② 学校教育活動において、人権・道徳・規範意識等に関する取り組みがあること
- ③ いじめ防止対策のための専門的知識を有する者を含む常設の組織が機能していること
- ④ 学校と保護者、関係機関や関係団体等との連携・連絡体制が整備されていること
- ⑤ 通報・相談を受ける体制が整っていて、通報・相談が適切に処理されていること
- ⑥ 定期的にいじめや子どもの人間関係の実態把握のための調査、及びいじめ防止・早期発見のための取り組みが行われていること
- ⑦ 教職員の資質向上のための取り組みが行われていること
- ⑧ 教職員が、いじめに関する正しい認識を持っていること
- ⑨ いじめの疑いやいじめがあった場合には、適切な対処がなされていること

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

いじめは、教員の目の届かないところで起こっています。携帯電話やパソコンを利用したいじめなど、方法も場所も様々です。そのため、普段から子どもの様子に気を配り、深刻化する前に対応することが必要です。

- ① 教員がいない場所や時間にいじめが起りやすいことを認識し、子どもの様子に目を配る。
 - 校内巡回（休憩時間、放課後等）、ネットパトロール
 - 保護者・教員同士の情報交換や共有
 - 子ども達の人間関係の把握 など
- ② 保護者や子どもの声に耳を傾け、親身になって対応することを心がけるとともに、いじめに関する通報受付・相談体制を整備する。
 - 子どもや保護者への通報・相談体制の周知徹底
 - SC、SSWの活用と連携体制と充実
 - 個人面談の充実 など

※鳥取県いじめ対策指針「いじめ発見のポイント」参照

(2) いじめの早期対応

いじめと判断される場合には、一人で抱え込むことなく学校全体の問題として、組織的に速やかに対応しなければならない。

また、いじめの定義でも述べたように、定義に合致しないからといって軽視することなく

真摯に対応し、いじめに発展する前に解決することが大切である。いじめの相談・通報やいじめと思われる事案が発生したときは、次の事項に留意して対応するものとする。

- ① いじめに関する相談や通報は、全て詳細な事実確認を実施する。その際には、いじめられている子どもや保護者の立場を十分に配慮した聴取を行う。
- ② 学級担任、生徒指導主任や管理職に速やかに報告し、学校全体で取り組む。
- ③ 必要に応じ、いじめ対策委員会（管理職・生徒指導主任・教育相談担当・該当学級担任等）を設置し、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、調査結果及びその必要な情報を、速やかに教育委員会に報告する。また、いじめを受けた子ども及び保護者等に対して適切に情報提供する。
- ④ いじめの被害者・加害者の保護者に、現在の状況や今後の対応、指導・支援の方針などを伝え、協力を得る。
- ⑤ いじめに関する情報は、事実に基づき、早い段階から必要な子どもや保護者（学級・学年・全校等）に説明し、協力を得る。
- ⑥ いじめを行った子どもには、行為の善悪を十分に理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、いじめを受けた子ども等が安心して教育を受けられるよう、いじめを行った子どもの保護者に対して指導助言を行う。なお、状況に応じて学校教育法第35条第1項（同法49条において準用する場合を含む。）に基づく出席停止等の必要な措置を速やかに講ずる。
- ⑦ いじめが解消した後も、継続的に保護者との連絡やいじめに関係した子どもへの観察等を行う。
- ⑧ 教育委員会は、町関係課、関係機関、関係民間団体、学校や家庭等と連携し、いじめに関係する子どもや保護者への支援・指導が適切に行われるよう支援する。また、必要がある場合は、関係機関・団体からなるいじめ問題対策協議会（仮称）を設置し、その対策に当たる。

※鳥取県いじめ対策指針「いじめ発見時の対応」参照

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※いじめ防止対策推進法第28条抜粋

【概ねの判断基準例】

- 児童が自死をしたり、それを企画したりした場合
- 身体に重大な障害を負った場合

- 精神性の疾患を発症した場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 年間30日を超える欠席がある場合

(2) 重大事態への対応

重大事態の場合には、「(2) いじめの早期対応 ①～⑧」のほか、次の事項に留意して対応するものとします。

- ① いじめが犯罪行為に当たるときは、教育委員会を通じ町長に報告するとともに、警察署と連携して対処する。
- ② 子どもの生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、教育委員会を通じ町長に直ちに連絡するとともに、警察署に通報し、援助を求める。
- ③ 「(2) いじめの早期対応 ③」に定めるいじめ対策委員会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・該当学級担任等）を設置し対応に当たる。
- ④ 教育委員会を通じ、いじめ対策委員会の調査結果を町長に報告する。